

平成31年度高等学校等
奨学生在学募集要項

公益財団法人鹿児島県育英財団

目 次

	ページ
平成31年度高等学校等奨学生募集要項（在学募集）	1 ～ 5
平成31年度交通遺児等奨学生（高等学校等）募集要項	6 ～ 7
平成31年度高等学校等奨学生募集要項（緊急採用）	8 ～ 11
別紙 1 認定所得金額の算定方法・収入基準額 （高等学校奨学金〔学力基準あり〕・高等学校再編整備特別奨学金・交通遺児等奨学金）	12 ～ 15
別紙 2 認定所得金額の算定方法・収入基準額 （高等学校奨学金〔学力基準なし〕）	16 ～ 17
第 1 号様式 奨学金貸与申請書（高等学校等奨学生・在学募集）	19 ～ 20
第 1 号様式 奨学金貸与申請書（高等学校奨学生・緊急採用）	21 ～ 22
第 2 号様式 奨学生推薦書（在学募集・緊急採用）	23
別紙様式 1 奨学金振込口座届	24
別紙様式 2 児童養護施設長の意見及びその他参考事項	25
別紙様式 3 長期療養による年間支出額（裏面：領収書貼付欄）	27 ～ 28
別紙様式 4 単身赴任等に伴う年間支出額（裏面：領収書貼付欄）	29 ～ 30
別紙様式 5 給与支給（見込）証明書	31
別紙様式 6 教育費に係る支出状況申立書	32
学校コード一覧	33
住所コード一覧	34
奨学金貸与申請書記入上の注意	35 ～ 36
奨学金振込口座届記入上の注意	37

平成31年度 高等学校等奨学生募集要項(在学募集)

公益財団法人鹿児島県育英財団

1 趣 旨

この奨学制度は、学力及び人物が優れているにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な生徒に対して奨学金の貸与を行い、もって本県教育の発展を図るものである。

2 奨学金の種類, 募集人員, 貸与月額

奨学金の種類	募集人員	区 分	通学区分	貸与月額
高等学校奨学金	1, 060人程度 ----- (内訳) ・学力基準あり 970人程度 ・学力基準なし 90人程度	国公立	自 宅	18,000円
			自 宅 外	23,000円
	私 立	自 宅	30,000円	
		自 宅 外	35,000円	
高等学校再編整備特別奨学金	※1年生のみ募集 10人程度	公 立	自 宅 外	23,000円

※ 通学区分の「自宅」とは、父母等（父母又は父母に代わって家計を支える者）と同居し通学している場合で、「自宅外」とは、父母等と別居し寮などから通学している場合

※ 高等専門学校は、原則、対象外とする。

ただし、日本学生支援機構の採用基準を満たさない場合は、申請前に学校を通じて当財団に相談すること。

「学力基準あり」、「学力基準なし」、「再編整備」でそれぞれ募集人員を定めているため、応募者が多い場合は、応募資格や応募基準等を満たしていても採用されないことがある。

3 貸与期間

- (1) 貸与期間は、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部及び専修学校（高等課程）（以下「高等学校等」という。）の卒業までの正規の修学期間とする。
- (2) 奨学生に休学・退学等の異動が生じた場合は、異動事由の発生した日の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から貸与を休止又は取り消す。
- (3) 奨学生となった後に父母等が県外へ転居した場合（単身赴任を除く。）は、貸与を取り消す。

4 応募基準等

○ 高等学校奨学金・学力基準あり

(1) 応募の資格

鹿児島県内に生活の本拠を有する者の子等で、高等学校等に在学する者

(2) 応募基準

次のア又はイに該当するもの

ア 世帯の1年間の認定所得金額が、収入基準額以下の者
（認定所得金額の算定方法・収入基準額は別紙1を参照）

イ 児童福祉法に規定する児童養護施設に入所している者

(3) 推薦基準

「(2) 応募基準」を満たす者で、

ア 学力

前学年（高等学校1年生相当学年の者にあつては、中学校3年生相当学年とする。以下同じ。）の全履修教科・科目における学業成績の評定平均値が、5段階評価で**3.0以上**であること。ただし、**3.0未満**であっても、別に定めるところにより、特例として推薦することができる。（「ウ 特例推薦」を参照）

イ 人物

次の(ア)～(ウ)の各号に該当する者

- (ア) 途中で学業を放棄することがないと思われる者
- (イ) 学習活動、その他生活全般を通じて、態度・行動が生徒としてふさわしく、将来良識ある社会人として活動できる見込みがある者
- (ウ) 奨学金返還の義務について、責任を自覚できる者

ウ 特例推薦

下記(ア)～(キ)のいずれかに該当し、次の基準を満たす者については、前学年の評定平均値が**3.0未満**であっても、特例として推薦することができる。（※推薦書の該当項目番号に○印を記入することにより、証明書の添付は省略できる。）

- ・ 高等学校1年生相当学年の者については、申請時までの高等学校等の学業成績が**2.8以上**である者
- ・ 高等学校2年生相当学年以上の者については、高等学校等における前学年の全履修教科・科目の学業成績の評定平均値が、5段階評価において**2.8以上3.0未満**である者
- (ア) 高等学校等の選抜入学者及び推薦入学者の選考順位が、当該入学者全員の上位2分の1以内であると学校長が認めた者（1年生のみ該当）
- (イ) 原子爆弾によって被爆した人の子
- (ウ) 災害、病気、その他の事故等により主たる家計支持者を失った者
- (エ) 中国帰国孤児の子又は孫
- (オ) 申込前1か年以内において、火災、風水害等により著しい被害を受けた者又は著しい被害を受けた者の子
- (カ) 生活保護法による被保護世帯又はこれに準ずると認められる世帯に属する者
- (キ) 障害のある者（障害の種類・等級については不問）

○ 高等学校奨学金・学力基準なし

(1) 応募の資格

鹿児島県内に生活の本拠を有する者の子等で、高等学校又は中等教育学校の後期課程に在学する者

(2) 応募基準

次のア～ウのいずれかに該当する者。ただし、母子及び父子並びに寡婦福祉法による福祉資金や高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金の貸与との併用はできない。

- ア 生活保護法による被保護者の世帯に属する者
- イ 市町村民税が非課税又は減免された世帯に属する者
- ウ 世帯の1年間の認定所得金額が、収入基準額以下の者（ア又はイに準ずる者）
（認定所得金額の算定方法・収入基準額は別紙2を参照）

(3) 推薦基準

「(2) 応募基準」を満たす者で、

ア 学力

勉学意欲のある者

イ 人物

高等学校奨学金・学力基準ありに同じ。

○ 高校再編整備特別奨学金

(1) 応募の資格

鹿児島県内に生活の本拠を有する者の子等で、下表の右欄に掲げる区域内の中学校又は義務教育学校（以下「中学校等」という。）から左欄に掲げる高等学校に進学した者のうち、自宅から通学することが困難なために進学に伴って保護者と別居することになった1年生

再編整備による新設高等学校	出身中学校等
鹿児島県立川薩清修館高等学校 鹿児島県立薩摩中央高等学校 鹿児島県立鶴翔高等学校	薩摩川内市(里中, 上甕中, 海陽中及び海星中を除く。), さつま町, 出水市, 阿久根市及び長島町(獅子島中を除く。)の区域内にある中学校等
鹿児島県立霧島高等学校	伊佐市, 霧島市, 始良市及び湧水町の区域内にある中学校並びに吉田北中, 吉田南中, 祁答院中, 薩摩中及び輝北中
鹿児島県立曾於高等学校	曾於市, 志布志市, 鹿屋市, 垂水市, 大崎町, 東串良町, 錦江町, 南大隅町及び肝付町の区域内にある中学校
鹿児島県立種子島高等学校 鹿児島県立種子島中央高等学校	西之表市, 中種子町, 南種子町及び屋久島町(金岳中を除く。)の区域内にある中学校
鹿児島県立德之島高等学校	奄美市, 大和村, 宇検村, 瀬戸内町(与路中及び池地中を除く。), 龍郷町, 喜界町, 徳之島町, 天城町, 伊仙町, 和泊町, 知名町及び与論町の区域内にある中学校

(2) 応募基準

世帯の1年間の認定所得金額が、収入基準額以下の者
(認定所得金額の算定方法・収入基準額は別紙1を参照)

(3) 推薦基準

「(2) 応募基準」を満たす者で、

ア 学力

前学年の全履修教科・科目における学業成績の評定平均値が、5段階評価で**3.0以上**であること。ただし、**3.0未満**であっても、別に定めるところにより特例として推薦することができる。「高等学校奨学金・学力基準あり」「(3) 推薦基準 ウ 特例推薦」を参照)

イ 人物

高等学校奨学金・学力基準ありに同じ。

(4) 特例推薦

高等学校奨学金・学力基準ありに同じ。

5 奨学金の返還

- (1) 奨学金は貸与制（無利息）であり、貸与終了後は返還の義務がある。
- (2) 返還開始時期は、高等学校等を卒業した日、奨学金の貸与期間が満了した日又は貸与を取り消された日から6か月経過後（7か月目）からとする。
- (3) 貸与を受けた奨学金は、口座振替により月賦で返還することとする。

- (4) 正当な理由がなく、奨学金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、延滞利息を支払うことになる。
- (5) 次の場合は、**申請により奨学金返還の履行期限を猶予することができる。**
- ア 在学中に、貸与期間が満了した場合、又は貸与を取り消された場合は、6か月経過したときから、退学又は卒業後6か月までの期間
- イ 退学又は卒業後、返還開始前に他の学校等へ入学した場合は、返還開始時から、他の学校等を退学又は卒業後6か月までの期間
更に、他の学校等へ入学した場合も同様の期間
- ウ 返還開始後、他の学校等へ入学した場合は、入学したときから、退学又は卒業後6か月までの期間
- エ 理事長がやむを得ない事情があると認めた場合

【返還額（参考）】

奨学金の種類	区分	通学区分	貸与月額	3年間の貸与総額	返還回数	月賦返還額
高等学校奨学金	国公立	自宅	18,000円	648,000円	130回以内	5,000円以上
		自宅外	23,000円	828,000円	124回	6,700円
	私立	自宅	30,000円	1,080,000円	144回	7,500円
		自宅外	35,000円	1,260,000円	150回	8,400円
高等学校再編整備特別奨学金	公立	自宅外	23,000円	828,000円	124回	6,700円

* 全額又は一部の繰上返還をすることが可能である。

6 提出書類等

(1) 申請者が、在学する高等学校等へ提出するもの

提出期限 各高等学校等が定めた日

- ア 奨学金貸与申請書（高等学校等奨学生・在学募集）（第1号様式）
- イ 奨学金振込口座届（別紙様式1）
- ウ 平成31年度高等学校等奨学生在学募集申請用チェックシート
- エ 父母等の所得額課税額証明書等（別紙1）のⅤ又は別紙2）のⅢを参照）
※ 児童福祉法に規定する児童養護施設に入所している者で、父母等の所得額課税額証明書等が提出できない場合は、「児童養護施設長の意見及びその他参考事項」（別紙様式2）を提出すること。
- オ その他
- (7) 生活保護受給世帯は、生活保護受給証明書（原本）
- (4) 特別控除又は特別加算を受けようとする者は、その事由を証する書類

*別紙1）のⅢ、別紙2）のⅢの3を参照（以下の表は抜粋）

特別控除又は特別加算の事由	必要な証明書
障害のある人（1級～3級）のいる世帯	障害者手帳（写し）又は療育手帳（写し）
現在長期療養者のいる世帯	医師等の診断証明書（原本） 長期療養による年間支出額（別紙様式3）及び領収書（写し）（申請時から過去1年分）
主たる家計支持者が別居している世帯	単身赴任等に伴う年間支出額（別紙様式4）及び領収書（写し）※申請時から直近4か月分
震災、風水害、火災その他の災害又は盗難等の被害を受けた世帯	り災証明書（写し） 被害額を証明する書類

(2) 学校が作成するもの

- ア 奨学生推薦書（在学募集・緊急採用）（第2号様式）
- イ 奨学金貸与推薦者一覧（高等学校等奨学生在学募集）※ 在学募集申請システムから印刷
- ウ 奨学金申請書等の情報を入力したExcelデータ ※ 在学募集申請システムから出力

7 推薦の手続

学校長は、生徒から提出された貸与申請書、チェックシート及び所得額課税額証明書等を審査の上、応募基準及び推薦基準を満たす者について、必要な書類を添付して推薦すること。

8 学校から財団への提出期限 平成31年5月7日（火）必着

9 選考の方法

書類審査の上、奨学生選考委員会で選考する。

10 採用候補者の認定及び通知

平成31年7月上旬までに採用候補者を認定し、学校長へ通知する。

11 採用者決定について

採用候補者には、当財団から「誓約書・奨学金借用証書」の様式を送付し、当財団への提出を確認後、正式に採用決定し、奨学金を交付する。

決められた期限までに提出のない場合や不備の修正等が完了しなかった場合は、採用を取り消す。

なお、「誓約書・奨学金借用証書」の提出に当たっては、第一、第二連帯保証人が必要となることから、事前に関係者間で、奨学金返還についての共通した認識を持つておくこと。

連帯保証人について

- ・ 第一連帯保証人には、親権を持つ父母のどちらか（親権者がいない場合は後見人）を選任すること。
- ・ 自己破産者（免責になった者も含む。）、再生債務者及び未成年者は選任できない（父母とも自己破産者の場合は、本人の親族を選任すること）。
- ・ 第二連帯保証人には、第一連帯保証人とは別生計の人を選任すること。

12 応募書類の提出先及び連絡先

〒890-8577

鹿児島市鴨池新町10番1号（県庁17階）

公益財団法人鹿児島県育英財団

TEL 099-286-5244

FAX 099-286-5229

<http://www.kagoshima-ikuei.jp>

平成31年度 交通遺児等奨学生(高等学校等)募集要項

公益財団法人鹿児島県育英財団

1 趣 旨

この奨学制度は、保護者等が道路等における交通事故で死亡又は負傷のため著しい後遺障害があつて働けなくなった家庭の子等に対して奨学金の貸与を行う。

2 募集人員，貸与月額

募集人員	区 分	貸与月額
若干名	国公立	24,000円
	私 立	36,000円

※ 高等専門学校に在学する者は、日本学生支援機構との併用はできない。

応募者が多い場合は、応募資格や応募基準等を満たしていても採用されないことがある。

3 貸与期間

- (1) 貸与期間は、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校及び専修学校（高等課程）（以下「高等学校等」という。）の卒業までの正規の修学期間とする。
- (2) 奨学生に休学・退学等の異動が生じた場合は、異動事由の発生した日の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から貸与を休止又は取り消す。
- (3) 奨学生となった後に父母等が県外へ転居した場合（単身赴任を除く。）は、貸与を取り消す。

4 応募の資格

鹿児島県内に生活の本拠を有する者の子等で、次の各号に該当する者とする。

- (1) 保護者等が道路等における交通事故（陸上、海上、航空）で死亡又は負傷のため著しい後遺障害があつて働けなくなった家庭の子等
- (2) 上記3(1)の高等学校等に在学する者

5 応募基準

世帯の1年間の認定所得金額が、収入基準額以下の者
（認定所得金額の算定方法・収入基準額は別紙1を参照）

6 推薦基準

「5 応募基準」を満たす者で、次の各号に該当する者

- (1) 学力
前学年（高等学校1年生相当学年の者にあつては、中学校3年生相当学年）の全履修教科・科目における学業成績の評定平均値が5段階評価で3.0程度以上あること。
- (2) 人物
次のア～ウの各号に該当する者
ア 途中で学業を放棄することがないと思われる者
イ 学習活動、その他全般を通じて、態度・行動が生徒としてふさわしく、将来良識ある社会人として活動できる見込みがある者
ウ 奨学金返還の義務について、責任を自覚できる者

7 奨学金の返還

- (1) 奨学金は貸与制（無利息）であり、貸与終了後は返還の義務がある。
- (2) 返還開始時期は、高等学校等を卒業した日、奨学金の貸与期間が満了した日又は貸与を取り消された日から6か月経過後（7か月目）からとする。
- (3) 貸与を受けた奨学金は、口座振替により月賦で返還することとする。
- (4) 正当な理由がなく、奨学金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、延滞利息を支払うことになる。
- (5) 次の場合は、申請により奨学金返還の履行期限を猶予することができる。
ア 在学中に、貸与期間が満了した場合、又は貸与を取り消された場合は、6か月経過したときから、退学又は卒業後6か月までの期間
イ 退学又は卒業後、返還開始前に他の学校等へ入学した場合は、返還開始時から、他の学校等を退学又は卒業後6か月までの期間
更に、他の学校等へ入学した場合も同様の期間
ウ 返還開始後、他の学校等へ入学した場合は、入学したときから、退学又は卒業後6か月までの期間
エ 理事長がやむを得ない事情があると認めた場合

【返還額（参考）】

奨学金の種類	区分	貸与月額	3年間の貸与総額	返還回数	月賦返還額
交通遺児等奨学金 (高等学校等)	国公立	24,000円	864,000円	129回以内	6,700円以上
	私立	36,000円	1,296,000円	155回	8,400円

* 全額又は一部の繰上返還をすることが可能である。

8 提出書類等

- (1) **申請者が、在学する高等学校等へ提出するもの**
提出期限 各学校が定めた日 厳守

- ア 奨学金貸与申請書（高等学校等奨学生・在学募集）（第1号様式）
 イ 奨学金振込口座届（別紙様式1）
 ウ 平成31年度高等学校等奨学生在学募集申請用チェックシート
 エ 交通事故証明書（自動車安全運転センターが発行するもの（原本））等、事故の内容や発生日時がわかる証明書
 オ 父母等の所得額課税額証明書等（別紙1のVを参照）
 カ 特別控除を受けようとする者は、その事由を証する書類

※別紙1のIIを参照（以下の表は抜粋）

特別控除又は特別加算の事由	必要な証明書
障害のある人（1級～3級）のいる世帯 現在長期療養者のいる世帯	障害者手帳（写し）又は療育手帳（写し） 医師等の診断証明書（原本） 長期療養による年間支出額（別紙様式3）及び領収書（写し）（申請時から過去1年分）
主たる家計支持者が別居している世帯	単身赴任等に伴う年間支出額（別紙様式4）及び領収書（写し）※申請時から直近4か月分
震災、風水害、火災その他の災害又は盗難等の被害を受けた世帯	り災証明書（写し） 被害額を証明する書類

- (2) **学校が作成するもの**
 奨学生推薦書（在学募集・緊急採用）（第2号様式）

9 推薦の手続

学校長は、生徒から提出された貸与申請書、チェックシート及び所得額課税額証明書等を審査の上、応募基準及び推薦基準を満たす者について、必要な書類を添付して推薦すること。

- 10 **学校から財団への提出期限**
平成31年5月7日（火）必着

11 選考の方法

書類審査の上、奨学生選考委員会で選考する。

12 採用候補者の認定及び通知

平成31年7月上旬までに採用候補者を認定し、学校長へ通知する。

13 採用者決定について

採用候補者には、当財団から「誓約書・奨学金借用証書」の様式を送付し、当財団への提出を確認後、正式に採用決定し、奨学金を交付する。

決められた期限までに提出のない場合や不備の修正等が完了しなかった場合は、採用を取り消す。

なお、「誓約書・奨学金借用証書」の提出に当たっては、第一、第二連帯保証人が必要となることから、事前に関係者間で、奨学金返還についての共通した認識を持つておくこと。

連帯保証人について

- ・ 第一連帯保証人には、親権を持つ父母のどちらか（親権者がいない場合は後見人）を選任すること。
- ・ 自己破産者（免責になった者も含む。）や再生債務者及び未成年者は選任できない（父母とも自己破産者の場合は、本人の親族を選任すること。）。
- ・ 第二連帯保証人には、第一連帯保証人とは別生計の人を選任すること。

14 応募書類の提出先及び連絡先

〒890-8577
 鹿児島市鴨池新町10番1号（県庁17階）
 公益財団法人鹿児島県育英財団
 TEL 099-286-5244
 FAX 099-286-5229
<http://www.kagoshima-ikuei.jp>

平成31年度 高等学校等奨学生募集要項(緊急採用)

公益財団法人鹿児島県育英財団

1 趣 旨

この奨学制度は、学力及び人物が優れているにもかかわらず、家計が急変した生徒等に対して奨学金の貸与を行い、もって本県教育の発展を図るものである。

2 貸与月額

奨学金の種類	区 分	通学区分	貸与月額
高等学校奨学金	国公立	自 宅	18,000円
		自 宅 外	23,000円
※高等専門学校を除く	私 立	自 宅	30,000円
		自 宅 外	35,000円

注) 通学区分の「自宅」とは、父母等(父母又は父母に代わって家計を支える者)と同居し通学している場合で、「自宅外」とは、父母等と別居し寮などから通学している場合である。

3 貸与期間

- 奨学金の貸与始期は、当財団が申請書を受理した日の翌月(受理日が月の初日であるときはその月)からとし、貸与期間は、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部及び専修学校(高等課程)(以下「高等学校等」という。)の卒業までの正規の修学期間とする。
- 貸与期間内において、家計が好転し奨学金を必要としなくなったときは、本人からの辞退により貸与を終了する。
- 奨学生に休学・退学等の異動が生じた場合は、異動事由の発生した日の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から貸与を休止又は取り消す。
- 奨学生となった後に父母等が県外へ転居した場合(単身赴任を除く。)は、貸与を取り消す。

4 応募の資格

鹿児島県内に生活の本拠を有する者の子等で、高等学校等に在学する者であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 次に挙げる家計急変の事由が発生した時から1年以内である者
 - 主たる家計支持者の死亡又は離別
 - 主たる家計支持者の離職又は、再就職したが収入が著しく減少している場合
 - 主たる家計支持者の破産(破産申立中を含む。)
 - 火災、風水害、震災等による被害を受けたことにより、収入が著しく減少又は支出が著しく増大した場合
 - その他突発的な事由により、家計の収入が減少、又は支出が増大した場合
- 年度途中で入学した者(随時入学や卒業を認めている学科は対象とならない。)

5 応募基準

世帯の1年間の認定所得金額が、収入基準額以下の者
(認定所得金額の算定方法・収入基準額は別紙1を参照)

※ 収入減の場合は、収入減少後の1年間の給与見込額で算定する。(別紙様式5「給与支給(見込)証明書」等の額)

6 推薦基準

「5 応募基準」を満たす者で、次の各号のいずれかに該当する者

- 学力
勉学意欲がある者
- 人物
次のア～ウの各号に該当する者

- ア 途中で学業を放棄することがないと思われる者
- イ 学習活動，その他全般を通じて，態度・行動が生徒としてふさわしく，将来良識ある社会人として活動できる見込みがある者
- ウ 奨学金返還の義務について，責任を自覚できる者

7 奨学金の返還

- (1) 奨学金は貸与制（無利息）であり，貸与終了後は返還の義務がある。
- (2) 返還開始時期は，高等学校等を卒業した日，奨学金の貸与期間が満了した日又は貸与を取り消された日から6か月経過後（7か月目）からとする。
- (3) 貸与を受けた奨学金は，口座振替により月賦で返還することとする。
- (4) 正当な理由がなく，奨学金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは，延滞利息を支払うことになる。
- (5) 次の場合は，申請により奨学金返還の履行期限を猶予することができる。
 - ア 在学中に，貸与期間が満了した場合，又は貸与を取り消された場合は，6か月経過したときから，退学又は卒業後6か月までの期間
 - イ 退学又は卒業後，返還開始前に他の学校等へ入学した場合は，返還開始時から，他の学校等を退学又は卒業後6か月までの期間
更に，他の学校等へ入学した場合も同様の期間
 - ウ 返還開始後，他の学校等へ入学した場合は，入学したときから，退学又は卒業後6か月までの期間
 - エ 理事長がやむを得ない事情があると認めた場合

【返還額（参考）】

奨学金の種類	区分	通学区分	貸与月額	3年間の貸与総額	返還回数	月賦返還額
高等学校奨学金	国公立	自宅	18,000円	648,000円	130回以内	5,000円以上
		自宅外	23,000円	828,000円	124回	6,700円
	私立	自宅	30,000円	1,080,000円	144回	7,500円
		自宅外	35,000円	1,260,000円	150回	8,400円

* 全額又は一部の繰上返還をすることが可能である。

8 提出書類等

家計急変の内容によって申請に必要な書類が異なるため，応募をする前に学校を通して当財団へ連絡をすること。

(1) 申請者から高等学校等へ提出するもの

- ア 奨学金貸与申請書（高等学校奨学生・緊急採用）（第1号様式）
- イ 奨学金振込口座届（別紙様式1）
- ウ 父母等の平成31年度所得額課税額証明書等（別紙1のV2を参照）
- エ 特別控除を受けようとする者は，その事由を証する書類

※別紙1のIIを参照（次の表は抜粋）

特別控除又は特別加算の事由	必要な証明書
障害のある人（1級～3級）のいる世帯	障害者手帳（写し）又は療育手帳（写し）
現在長期療養者のいる世帯	医師等の診断証明書（原本） 長期療養による年間支出額（別紙様式3）及び領収書（写し）（申請時から過去1年分）
主たる家計支持者が別居している世帯	単身赴任等に伴う年間支出額（別紙様式4）及び領収書（写し）※申請時から直近4か月分
震災，風水害，火災その他の災害又は盗難等の被害を受けた世帯	り災証明書（写し） 被害額を証明する書類

キ 家計急変の事由を証する書類（次の表を参照）

家計急変の事由	添付書類
家計支持者の死亡又は離別	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第2号様式「奨学生推薦書」の「推薦所見」欄に死亡又は離別の事実が生じた年月日を記載すること。 ・ 戸籍謄本（原本）

家計支持者の離職	次のいずれか該当するもの ・ 雇用保険受給資格者証【ハローワーク発行】の写し ・ 離職証明書(票)【会社発行】の写し ・ 無職無収入証明書(原本)【居住する地区の民生委員が発行する無職無収入証明書又は調査結果】	
離職後、再就職したが収入が著しく減少している場合	平成31年分(1年間)の給与支払見込を証明する書類 (平成31年1月～12月までの収入額及び所得額見込を証明するもの) 【会社が発行するもの又は別紙様式5「給与支給(見込)証明書」】	
家計支持者の破産	公的機関が発行する破産を証する書類 【地方裁判所発行の破産廃止通知等】	
火災、風水害、震災等の被害を受けたことにより、収入が著しく減少又は支出が著しく増大した場合	火災	・ 火災証明書写し【消防署発行】 ・ 被害額を証明する書類
	風水害、震災	・ 火災証明書写し【市町村役場発行】 ・ 被害額を証明する書類
	盗難	・ 盗難届出証明書等【警察署発行】 ・ 被害額を証明する書類
	その他	事前に当財団へ相談の上、その事実を証明できる書類
その他の突発的な事由	ア 収入が減少した場合	
	イ 支出が増大した場合	・ 平成31年分(1年間)の給与見込を証明する書類 (平成31年1月～12月までの収入額及び所得額見込を証明するもの) (別紙様式5「給与支給(見込)証明書」) ・ 別紙様式6「教育費に係る支出状況申立書」 (平成30年度分及び平成31年度分を記入(平成31年度分は見込み))
	イ 病気療養による支出の増大の場合	・ 平成31年分(1年間)の給与見込を証明する書類 (平成31年1月～12月までの収入額及び所得額見込を証明するもの) (別紙様式5「給与支給(見込)証明書」) ・ 医師等の診断証明書(原本) ・ 領収書の写し及び別紙様式3「長期療養による年間支出額」 (平成30年分及び平成31年分を記入(平成31年分は見込み))
	ウ その他	事前に当財団へ相談の上、その事由が証明できる書類

※ 自己財産形成に係る支出である住宅ローン・自動車購入等の過大な借入(借入金の増)による支出の増大は除外する。

(2) 学校が作成するもの

奨学生推薦書(在学募集・緊急採用) (第2号様式)

9 推薦の手続

学校長は、生徒から提出された貸与申請書及び所得証明書等を審査の上、応募基準及び推薦基準を満たす者について、必要な書類を添付して推薦すること。

年度中途入学者の場合は、奨学生推薦書の特記事項欄に入学年月を記入すること。

10 学校から財団への提出期限

年間を通じて随時とする。

11 選考の方法

書類審査の上，選考する。

12 採用候補者の認定及び通知

随時，採用候補者を認定し，学校長へ通知する。

13 採用者決定について

採用候補者には，当財団から「誓約書・奨学金借用証書」の様式を送付し，当財団への提出を確認後，正式に採用決定し，奨学金を交付する。

決められた期限までに提出のない場合や不備の修正等が完了しなかった場合は，採用を取り消す。

なお，「誓約書・奨学金借用証書」の提出に当たっては，第一，第二連帯保証人が必要となることから，事前に関係者間で，奨学金返還についての共通した認識を持つておくこと。

連帯保証人について

- ・ 第一連帯保証人には，親権を持つ父母のどちらか（親権者がいない場合は後見人）を選任すること。
- ・ 自己破産者（免責になった者も含む。），再生債務者及び未成年者は選任できない（父母とも自己破産者の場合は，本人の親族を選任すること）。
- ・ 第二連帯保証人には，第一連帯保証人とは別生計の人を選任すること。

14 応募書類の提出先及び連絡先

〒890-8577

鹿児島市鴨池新町10番1号（県庁17階）

公益財団法人鹿児島県育英財団

TEL 099-286-5244

FAX 099-286-5229

<http://www.kagoshima-ikuei.jp>

別紙 1**認定所得金額の算定方法・収入基準額**

(高等学校奨学金(学力基準あり)・高等学校再編整備特別奨学金・交通遺児等(高等学校等)奨学金)

高等学校奨学金、高等学校再編整備特別奨学金、交通遺児等(高等学校等)奨学金の応募に当たっては、次のⅠ、Ⅱで算定される「所得金額」及び「特別控除額」をもとに算出するⅢの認定所得金額が、Ⅳの収入基準額以下でなければならない。

Ⅰ 所得金額の算定方法

所得金額とは、1年間の収入金額から必要経費を控除した金額をいい、父母等の所得の種類に応じて、以下の1～3の方法でそれぞれ算定する。

1 給与所得の場合

所得金額 = 「年間収入金額」 - 下表により算出した控除額

- ・ 年間収入金額は、所得額課税額証明書における収入金額の万円未満を切り捨てた額とする。
- ・ 次の①～⑦は、すべて給与所得として取り扱い、所得額課税額証明書の収入金額に算入されていない収入がある場合は、それらもすべてこの収入金額に合算し、万円未満を切り捨てて年間収入金額を算出する。

① 俸給、給与、賞与	⑤ 専従者給与
② 貸金	⑥ 年金(恩給、老齢年金、遺族年金等)
③ 役員報酬	⑦ 扶助費・疾病手当
④ 歳費	
- ・ 父母等の一方のみが給与所得者の場合の控除額は、算定式(A)を適用する。
- ・ 父母等双方が給与所得者の場合の控除額は、主たる家計支持者(収入金額が多い方)には算定式(A)を適用し、従たる家計支持者(収入金額が少ない方)には算定式(B)を適用する。
- ・ 算出された控除額は、万円未満を四捨五入した額を適用する。

算定式(A)

年間収入金額	控除額
0万円 ～ 297万円	年間収入金額と同額
298万円 ～ 400万円	年間収入金額×0.2+238万円
401万円 ～ 781万円	年間収入金額×0.3+198万円
782万円 ～	432万円

算定式(B)

年間収入金額	控除額
0万円 ～ 65万円	年間収入金額と同額
66万円 ～ 162万円	65万円
163万円 ～ 180万円	年間収入金額×0.4
181万円 ～ 360万円	年間収入金額×0.3+18万円
361万円 ～ 660万円	年間収入金額×0.2+54万円
661万円 ～ 1,000万円	年間収入金額×0.1+120万円
1,001万円 ～ 1,500万円	年間収入金額×0.05+170万円
1,501万円 ～	245万円

(注) 同一人で2つ以上の給与所得がある場合は、各収入金額を合計し、万円未満を切り捨てた額を年間収入金額とする。

2 給与所得以外の場合

所得額課税額証明書に証明された所得額の万円未満を切り捨てた額を所得金額とする。

3 同一人で給与所得と給与以外の所得がある場合

給与所得については上記1により、給与以外の所得は上記2により算出し、その合計額を所得金額とする。

Ⅱ 特別控除額の算定方法

特別控除額は、次の「特別控除額表」の事由に対応する控除額を合計した額とする。

【特別控除額表】

区分	事由	特別控除額				必要な書類
世帯を 対象と する 控除 A	(1) 母子・父子世帯	49万円				
	(2) 就学者のいる世帯 (児童・生徒・学生1人につき)	小学校	31万円			
		中学校	46万円			
			自宅通学	自宅外通学		
	高等学校	国公立	39万円	69万円		
		私立	88	118		
	高等専門学校 1～3年次	国公立	39	69		
		私立	88	118		
	高等専門学校 4～5年次	国公立	43	72		
		私立	87	116		
	大学	国公立	74	121		
		私立	133	180		
	専修学校	高等課程	国公立	39	69	
		私立	88	118		
専門課程		国公立	36	81		
	私立	102	147			
(3) 障害のある人のいる世帯	障害のある人(1級～3級)1人につき 99万円				障害者手帳(写し) 又は療育手帳(写し)	
(4) 現在長期療養者のいる世帯	療養のため経常的に特別な支出をしている年間金額(申請時から過去1年分)				医師等の診断書(原本)、別紙様式3及び申請時から過去1年分の領収書(写し)	
(5) 主たる家計支持者が別居している世帯	別居のために特別な支出をしている年間金額ただし、71万円を上限とする。				別紙様式4及び直近4か月分の領収書(写し)	
(6) 震災、風水害、火災、その他の災害又は盗難等の被害を受けた世帯	日常生活を営むために必要な資材又は生活費を得るための基本的な生産手段(田・畑・店舗等)に被害があつて、将来長期にわたって、支出増又は収入減になると認められる年間金額				り災証明書(写し)及び被害額を証明する書類	
と本 す人 を 控 除 象 B	申込者本人が高等学校等に在学している場合		自宅通学	自宅外通学		
		国公立	39万円	69万円		
		私立	88	118		

(注1) A欄の「(2)就学者のいる世帯」による控除は、申込者本人分は含めない。

(注2) (3)、(4)及び(6)に該当する世帯は、それを証する書類又は写しを添付する。

(注3) 就学者控除の特例

子ども(就学者、就学前の子)が2人を超える世帯については、その超える人数につき、B欄の申込者本人に係る特別控除額を乗じた額をさらに控除できる。

(例)子どもが3人の世帯で、申込者本人が国公立自宅通学生である場合

→ [(3人-2人)×39万円] = 39万円の控除を受けられる。

Ⅲ 認定所得金額の算定方法

認定所得金額は、前記Ⅰの所得金額(父母等の所得金額合計)から前記Ⅱの特別控除額を控除した金額とする。

$$\text{Ⅲ 認定所得金額} = \text{Ⅰ 所得金額(父母等の所得金額合計)} - \text{Ⅱ 特別控除額}$$

IV 収入基準額

収入基準額は、次の「収入基準額表」の世帯人員（申込者本人を含む。）に対応する額とする。

【収入基準額表】

区 分	収 入 基 準 額
1 人	1 0 3 万円
2 人	1 6 5
3 人	1 9 0
4 人	2 0 6
5 人	2 2 1
6 人	2 3 4
7 人	2 4 6

(注) 世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに11万円を7人の収入基準額(246万円)に加算する。

前記Ⅲで算定した認定所得金額が収入基準額以下であれば、応募基準を満たしていることになる。

$$\text{I 所得金額(父母等の所得金額合計)} - \text{II 特別控除額} = \text{III 認定所得金額} \leq \text{IV 収入基準額}$$

V 所得に関する証明書等

同一世帯員のうち保護者（父母等）は、次に示す所得区分に応じて必要な証明書等を添付する。

(注) 父母等とは、同居・別居を問わず本人と生計を一にする者で、父と母又はこれに代わって家計を支えている者で、具体的には次のとおりとする。

- ① 父母がともにいる場合は、父及び母の各々の証明書等2通を添付（父母連名の証明書1通は不可）
- ② 父母のいずれか一方しかいない場合は、当該の父又は母
- ③ 父母いずれもいない場合は、父母に代わって申込者の家計を支えている者（2人いれば2人それぞれ）

所 得 区 分	必 要 な 証 明 書 等
1 給与所得又は事業所得等がある場合	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 平成30年度所得額課税額証明書(原本)【市町村役場発行】 (平成29年1月～12月までの収入額及び所得額を証明するもの) (注) 収入額及び所得額と、市町村民税・県民税の額がわかる所得額課税額証明書の提出が必要。
2 年金所得等がある場合	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 平成30年度所得額課税額証明書(原本)【市町村役場発行】 (平成29年1月～12月までの収入額及び所得額を証明するもの) ※ 非課税となる年金（障害年金・遺族年金等）を受給している場合、次のいずれかを提出 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 平成29年中に発行された年金額改定通知書(写し) 又は平成29年中に発行された振込通知書(写し) ◆ 年金証書(写し)（平成29年分の支給額が記入されているものに限る。）
3 失業中の場合 (平成29年中に就労していたが、応募時において失業中の場合)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 平成30年度所得額課税額証明書(原本)【市町村役場発行】 (平成29年1月～12月までの収入額及び所得額を証明するもの) (1) 雇用保険を受給している場合 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 雇用保険受給資格者証(写し)【ハローワーク発行】 (2) (1)以外の場合 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 無職無収入証明書(原本) 【居住する地区の民生委員が発行する無職無収入証明書又は調査結果】 (注) 奨学金貸与申請書の特記事項欄に事実の生じた年月日と理由を記入すること。
4 収入が著しく減少した場合 (平成29年中に就労していたが、申込までの間に再就職等により収入が著しく減少した場合)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 平成30年度所得額課税額証明書(原本)【市町村役場発行】 (平成29年1月～12月までの収入額及び所得額を証明するもの) ◆ 申請時から向こう1年間の収入見込額がわかる証明書(原本)【会社発行等】
5 1～4, 6以外の場合 (平成29年1月から引き続き無職無収入である場合)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 平成30年度所得額課税額証明書(原本)【市町村役場発行】 (平成29年1月～12月までの収入額及び所得額を証明するもの) ◆ 無職無収入証明書(原本)【居住する地区の民生委員が発行する無職無収入証明書又は調査結果】
6 生活保護受給世帯の者 (家族全員が生活保護の認定を受けている場合に限る)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 平成30年度所得額課税額証明書(原本)【市町村役場発行】 (平成29年1月～12月までの収入額及び所得額を証明するもの) ◆ 生活保護受給証明書(原本)【市町村役場又は福祉事務所発行】

2 緊急採用

同一世帯員のうち保護者（父母等）について、次に示す所得区分に応じて必要な証明書等を全て添付する。

所得区分	必要な証明書等
1 給与所得又は事業所得等がある場合	<p>◆ 平成31年度所得額課税額証明書(原本)【市町村役場発行】 (平成30年1月～12月までの収入額及び所得額を証明するもの) (注) 収入額及び所得額と、市町村民税・県民税の額がわかる所得額課税額証明書の提出が必要。</p>
2 年金所得等がある場合	<p>◆ 平成31年度所得額課税額証明書(原本)【市町村役場発行】 (平成30年1月～12月までの収入額及び所得額を証明するもの)</p> <p>※ 非課税となる年金（障害年金・遺族年金等）を受給している場合、次のいずれかを提出</p> <p>◆ 平成30年中に発行された年金額改定通知書(写し) 又は平成30年中に発行された振込通知書(写し) ◆ 年金証書(写し)（平成30年分の支給額が記入されているものに限る。）</p>
3 失業中の場合 (平成30年中に就労していたが、応募時において失業中の場合)	<p>◆ 平成31年度所得額課税額証明書(原本)【市町村役場発行】 (平成30年1月～12月までの収入額及び所得額を証明するもの)</p> <p>(1) 雇用保険を受給している場合 ◆ 雇用保険受給資格者証(写し)【ハローワーク発行】</p> <p>(2) (1)以外の場合 ◆ 無職無収入証明書(原本) 【居住する地区の民生委員が発行する無職無収入証明書又は調査結果】 (注) 奨学金貸与申請書の特記事項欄に事実の生じた年月日と理由を記入すること。</p>
4 1～3以外の場合 (平成30年1月から引き続き無職無収入である場合)	<p>◆ 平成31年度所得額課税額証明書(原本)【市町村役場発行】 (平成30年1月～12月までの収入額及び所得額を証明するもの)</p> <p>◆ 無職無収入証明書(原本)【居住する地区の民生委員が発行する無職無収入証明書又は調査結果】</p>

認定所得金額の算定方法・収入基準額 (高等学校奨学金 [学力基準なし])

高等学校奨学金の応募にあたっては、次のⅠで算定される認定所得金額が、Ⅱで算定される収入基準額以下でなければならない。

Ⅰ 認定所得金額の算定方法

認定所得金額とは、1年間の収入金額について、父母等の所得の種類に応じて、以下の1～3の方法でそれぞれ算出した額を合計して算定する。

1 給与所得の場合

- ・ 所得額課税額証明書における収入金額の万円未満を切り捨てた額を認定所得金額とする。
- ・ 次の①～⑦は、すべて給与所得として取り扱い、所得額課税額証明書の収入金額に算入されていない収入がある場合は、それらもすべてこの収入金額に合算し、万円未満を切り捨てて認定所得金額を算出する。

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 俸給、給与、賞与 ② 賃金 ③ 役員報酬 ④ 歳費 | <ul style="list-style-type: none"> ⑤ 専従者給与 ⑥ 年金（恩給、老齢年金、遺族年金等） ⑦ 扶助費・傷病手当 |
|--|--|

2 給与所得以外の場合

所得額課税額証明書に証明された所得額の万円未満を切り捨てた額を認定所得金額とする。

3 同一人で給与所得と給与所得以外の所得がある場合

「給与所得」と給与所得以外の所得を次の換算表により算出した「給与収入換算金額」の合計額を認定所得金額とする。

なお、給与所得、給与所得以外の額及びその換算額は、すべて万円未満を切り捨てて算出する。

【給与所得者以外の給与収入換算表】

給与所得以外の額	給 与 収 入 換 算 金 額
0万円 ～ 360万円	(給与所得以外の額 + 18万円) × 10/7
361万円 ～ 660万円	(給与所得以外の額 + 54万円) × 10/8
661万円 ～	(給与所得以外の額 + 120万円) × 10/9

Ⅱ 収入基準額の算定方法

収入基準額は、下記 1 又は 2 の世帯基準額に、3 の特別加算額を加えて算出する。

どちらの世帯基準額を適用するかは、①～③のとおりとする。

- ① 給与所得の場合は、1の表を適用する。
- ② 給与所得以外の場合は、2の表を適用する。
- ③ 給与所得と給与所得以外の所得がある場合は、給与収入と給与収入換算金額（給与以外）を比較し、適用する表は次のとおりとする。
 - ア 給与収入の方が大きい場合は、1の表を適用する。
 - イ 給与以外の所得の方が大きい場合は、2の表を適用する。

1 給与所得の場合

区 分		世 帯 基 準 額		
		2 級 地 - 1	3 級 地 - 1	3 級 地 - 2
世帯 人 員	1 人	2 2 7 万円	1 9 9 万円	1 9 1 万円
	2 人	3 0 1	2 6 5	2 5 5
	3 人	3 7 3	3 3 0	3 1 6
	4 人	4 4 9	3 9 9	3 8 1
	5 人	5 2 6	4 6 9	4 4 8
	6 人	5 8 7	5 2 4	5 0 0
	7 人以上 を 加算 する 1 人 に と る 額	5 8	5 3	5 0

級地の分類
2 級 地 - 1 鹿児島市
3 級 地 - 1 阿久根市・奄美市・出水市 いちき串木野市・指宿市 伊佐市・鹿屋市・霧島市 薩摩川内市・垂水市 西之表市・日置市・枕崎市 南さつま市・姶良市
3 級 地 - 2 上記以外の市町村

2 給与所得以外の場合

区 分		世 帯 基 準 額		
		2 級 地 - 1	3 級 地 - 1	3 級 地 - 2
世帯 人 員	1 人	1 4 1 万円	1 2 1 万円	1 1 6 万円
	2 人	1 9 3	1 6 8	1 6 1
	3 人	2 4 4	2 1 3	2 0 3
	4 人	3 0 5	2 6 5	2 5 1
	5 人	3 6 7	3 2 1	3 0 4
	6 人	4 1 6	3 6 5	3 4 6
	7 人以上 を 加算 する 1 人 に と る 額	5 3	4 0	4 0

級地の分類
2 級 地 - 1 鹿児島市
3 級 地 - 1 阿久根市・奄美市・出水市 いちき串木野市・指宿市 伊佐市・鹿屋市・霧島市 薩摩川内市・垂水市 西之表市・日置市・枕崎市 南さつま市・姶良市
3 級 地 - 2 上記以外の市町村

3 特別加算額

世帯基準額に加算できる特別加算額は、次の「特別加算額表」による。

【特別加算額表】

区 分	加算できる対象者	加 算 額		必要な書類
		2 級 地	3 級 地	
母(父)子 世 帯	児童 1 人 の 場 合	26万円	24万円	
	児童 2 人 の 場 合	28	26	
	3人以上の児童1人につき加える金額	1	1	
障 害 者	身体障害者障害程度等級表の1, 2級に該当する者等	30	28	障害者手帳の (写し)又は療 育手帳(写し)
	身体障害者障害程度等級表の3級 に該当する者等	20	18	

(注) 児童とは、児童福祉法における満18歳に満たない者をいう。

前記Ⅰで算定した認定所得金額が収入基準額以下であれば、応募基準を満たしていることになる。

$$\text{Ⅰ 認定所得金額} \leq \text{Ⅱ 収入基準額} = \text{世帯基準額} + \text{特別加算額}$$

Ⅲ 所得に関する証明書等

同一世帯員のうち保護者(父母等)は、次に示す所得区分に応じて必要な証明書等を添付する。

(注) 父母等とは、同居・別居を問わず本人と生計を一にする者で、父と母又はこれに代わって家計を支えている者で、具体的には次のとおりとする。

- ① 父母がともにいる場合は、父及び母の各々の証明書等2通を添付(父母連名の証明書1通は不可)
- ② 父母のいずれか一方しかいない場合は、当該の父又は母
- ③ 父母いずれもいない場合は、父母に代わって申込者の家計を支えている者(2人いれば2人それぞれ)

所 得 区 分	必 要 な 証 明 書 等
1 給与所得又は事業所得等がある場合	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 平成30年度所得額課税額証明書(原本)【市町村役場発行】 (平成29年1月～12月までの収入額及び所得額を証明するもの) (注) 収入額及び所得額と、市町村民税・県民税の額がわかる所得額課税額証明書の提出が必要。
2 年金所得等がある場合	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 平成30年度所得額課税額証明書(原本)【市町村役場発行】 (平成29年1月～12月までの収入額及び所得額を証明するもの) ※ 非課税となる年金(障害年金・遺族年金等)を受給している場合、次のいずれかを提出 ◆ 平成29年中に発行された年金額改定通知書(写し) 又は平成29年中に発行された振込通知書(写し) ◆ 年金証書(写し)(平成29年分の支給額が記入されているものに限る。)
3 失業中の場合 (平成29年中に就労していたが、応募時において失業中の場合)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 平成30年度所得額課税額証明書(原本)【市町村役場発行】 (平成29年1月～12月までの収入額及び所得額を証明するもの) (1) 雇用保険を受給している場合 ◆ 雇用保険受給資格者証(写し)【ハローワーク発行】 (2) (1)以外の場合 ◆ 無職無収入証明書(原本) 【居住する地区の民生委員が発行する無職無収入証明書又は調査結果】 (注) 奨学金貸与申請書の特記事項欄に事実の生じた年月日と理由を記入すること。
4 収入が著しく減少した場合 (平成29年中に就労していたが、申込までの間に再就職等により収入が著しく減少した場合)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 平成30年度所得額課税額証明書(原本)【市町村役場発行】 (平成29年1月～12月までの収入額及び所得額を証明するもの) ◆ 申請時から向こう1年間の収入見込額がわかる証明書(原本)【会社発行等】
5 1～4, 6以外の場合 (平成29年1月から引き続き無職無収入である場合)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 平成30年度所得額課税額証明書(原本)【市町村役場発行】 (平成29年1月～12月までの収入額及び所得額を証明するもの) ◆ 無職無収入証明書(原本)【居住する地区の民生委員が発行する無職無収入証明書又は調査結果】
6 生活保護受給世帯の者 (家族全員が生活保護の認定を受けている場合に限る)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 平成30年度所得額課税額証明書(原本)【市町村役場発行】 (平成29年1月～12月までの収入額及び所得額を証明するもの) ◆ 生活保護受給証明書(原本)【市町村役場又は福祉事務所発行】

空 白

奨学金貸与申請書（高等学校等奨学生：在学募集）

※奨学金種類		01 高等学校奨学金		42 高等学校再編整備特別奨学金		99 交通遺児等（高等学校等）奨学金				
学校名	※全・定・通			学校コード		学科名	科	学年	※昼・夜	
氏名	フリガナ			※性別	1 男	生年月日	元号	年	月	日
	-----				2 女		平成			
家族住所	〒			フリガナ カゴシケン						
	住所			鹿児島県						
	アパート名 (マンション) 部屋番号			携帯電話				- -		
本人住所	〒			フリガナ						
	住所コード			※ 自宅・学生寮・下宿・その他 ()						
	アパート名 (マンション) 部屋番号			携帯電話				- -		
※ 通学方法		自宅通学 ・ 自宅外通学								
貸与開始から卒業までの正規の修学期間				平成31年 4月 から平成 年 3月まで (年間)						
同一生計の家族状況（別居者の番号を○で囲み，専修学校在学中の者については高等・専門課程の別を明記）										
別居者に○	続柄	氏名	年齢	所得の種類	在学学校			※生徒・学生の通学方法	現在受けている又は予約している奨学金の団体名	
					※設置別	学校名	学年			
1	父				-	-	-	-	-	
2	母				-	-	-	-	-	
3	本人				国・公・私			自宅・自外		
4					国・公・私			自宅・自外		
5					国・公・私			自宅・自外		
6					国・公・私			自宅・自外		
7					国・公・私			自宅・自外		
8					国・公・私			自宅・自外		
9					国・公・私			自宅・自外		

注① ※印の欄は，該当するものを○で囲むこと。

注② 「住所コード」欄は，別添「住所コード一覧」を参照し記入すること。

注③ 「学校名」欄は，“◎◎市立〇〇中学校，△△専修学校（専門課程），□□高校，”など正確に記入すること。

注④ 「貸与開始から卒業までの正規の修学期間」欄は，看護学科の場合5年間，通信制・定時制の場合4年間

* 記入していただいた情報は，奨学金以外の目的には利用されません。

奨学金貸与申請書（高等学校奨学生:緊急採用）

奨学金種類	01 高等学校奨学金													
学校名	※ 全・定・通				学校コード					学科名	科	学年		※ 昼・夜
氏名	フリガナ				※ 性別	1 男	生年月日	元号	年	月	日			
						2 女		平成						
家族住所	〒				フリガナ カゴシケン									
	住所				鹿児島県									
	アパート名 (マンション) 部屋番号				携帯電話			-		-				
					固定電話			-		-				
本人住所	〒				フリガナ									
	住所コード				※ 自宅・学生寮・下宿・その他()									
	アパート名 (マンション) 部屋番号				携帯電話			-		-				
					固定電話			-		-				
※ 通学方法		自宅通学 ・ 自宅外通学												
貸与開始から卒業までの正規の修学期間					年 月 から 年 3月まで (年間)									
同一生計の家族状況（別居者の番号を○で囲み，専修学校在学中の者については高等・専門課程の別を明記）														
別居者に○	続柄	氏名	年齢	所得の種類	在学学校			※ 生徒・学生の通学方法	現在受けている又は予約している奨学金の団体名					
					※ 設置別	学校名	学年							
1	父				-	-	-	-	-					
2	母				-	-	-	-	-					
3	本人				国・公・私			自宅・自宅外						
4					国・公・私			自宅・自宅外						
5					国・公・私			自宅・自宅外						
6					国・公・私			自宅・自宅外						
7					国・公・私			自宅・自宅外						
8					国・公・私			自宅・自宅外						
9					国・公・私			自宅・自宅外						

注① ※印の欄は，該当するものを○で囲むこと。

注② 「住所コード」欄は，別添「住所コード一覧」を参照し記入すること。

注③ 「学校名」欄は，“◎◎市立〇〇中学校，△△専修学校（専門課程），□□高校，”など正確に記入すること。

注④ 「貸与開始から卒業までの正規の修学期間」欄は，看護学科の場合5年間，通信制・定時制の場合4年間

* ご記入いただいた情報は，奨学金以外の目的には利用されません。

奨学生推薦書（在学募集・緊急採用）

学校名	※ 全・定・通 立				
氏名	フリガナ	性別		出身中学校等名	立
					健康概況
学業成績	1年生	中学校3年生相当 [.] <small>高校1年生相当学年の者は必ず記入すること。</small>		2年生以上	高等学校（前学年）[.] <small>高校2年生相当学年以上の者は必ず記入すること。</small>
		高等学校 [.] <small>中学校3年生相当学年成績が3.0未満の者は記入</small>		1年生は太枠内が2.8以上、2年生以上は太枠内が2.8か2.9で、特例推薦目に該当がある場合は特例推薦が可能。→次の「有・無」どちらかに○印	
※特例推薦の有無		有・無	→「有」の場合は、以下の該当番号に○印		
※特例推薦該当項目	(1) 高等学校等の選抜入学者及び推薦入学者の選考順位が、当該入学者全員の上位1/2以内であると学校長が認めた者（1年生のみ該当） (2) 原子爆弾によって被爆した人の子 (3) 災害、病気、その他の事故等により主たる家計支持者を失った者 (4) 中国帰国孤児の子又は孫 (5) 申込前1か年以内において、火災、風水害等により著しい被害を受けた者又は著しい被害を受けた者の子 (6) 生活保護法による被保護世帯、又はこれに準ずると認められる世帯に属する者 (7) 障害のある者（障害の種類・等級については不問）				
特記事項	ア 中国帰国孤児の子又は孫 内容 (帰国 年 月 日)		イ 災害遺児（発生 年 月 日） 内容		
	入学年月日 年 月 日 （緊急採用推薦者で、年度中途の入学者のみ記入）				
行動の 特徴等	特別活動・				
推薦 所見	----- ----- -----				
上記の者は人物・学力ともに優良かつ健康であって、学資の支弁が困難ですので、 貴財団の奨学生として適当と認めて推薦します。 年 月 日 公益財団法人鹿児島県育英財団理事長 殿 学 校 名 学 校 長 名 印 作 成 者 名 印					

- 注 1 ※印の欄は、該当するものを○で囲むこと。
 2 学業成績欄評定値は、全履修教科・科目の5段階評定の平均値を記入すること。（少数第二位を切り捨てる。）
 3 緊急採用応募の場合、学業成績については、高等学校1年生相当の者は、中学校3年生相当の欄、2年生相当以上の者は高等学校（前学年）の欄のみ記入すること。
 4 1年生相当の者の学業成績について、中学校3年生相当学年の成績が3.0未満であって、高等学校成績欄の記載がない場合は、特例推薦をしないものとみなします。
 * 記入していただいた情報は、奨学金以外の目的には利用されません。

奨学金振込口座届

10年以上、一度も使っていない口座へは、送金できませんので留意してください。

奨学生 氏名	(印)	※1 奨学生番号 (記入しない)					
フリカゝナ	カゴシマ						
振込先	鹿児島 銀行			支店 出張所			
	※鹿児島銀行の普通預金口座のみ。			※2 銀行コード	0	1	8
預金種類	普通			※3 口座番号			
フリカゝナ 口座名義人 ※4							
	※申請者本人名義に限る。						

- ※1, 2 記入しないでください。
- ※3 **右詰**で記入してください。
- ※4 **必ず、本人名義の口座**を記入してください。

口座番号及び口座名義(カナ)が確認できる預金通帳の口座番号等記載ページ(写し)を添付すること。

※必ず、普通預金口座であること。貯蓄預金口座には送金できませんのでご注意ください。

通帳写し貼付欄



店番
〇〇〇

おなまえ
ザイタン 知ウ

普通預金口座のみ

科目
普通預金

発行回数
0

口座番号
1234567

見本

税区分
分離課税

通帳(限度額)
円

印紙税印告納
付につき鹿児島県
税務署承認済

鹿児島県 鹿児島県学生庁
株式会社 鹿児島銀行

株式会社
鹿児島銀行 (鹿児島銀行 銀行コード0185)

口座開設店
電話番号

〇〇支店
〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇

(印)

別紙様式2

申請者記入欄	世帯主	住所	
		氏名	
	申請者	学 校 名	氏 名

児童養護施設長の意見及びその他参考事項

(児童養護施設入所者の場合)

年 月 日

児童養護施設長

印

* 記入していただいた情報は、奨学金以外の目的には利用されません。

空 白

長期療養による年間支出額

申請者氏名 _____ ⑩
 (申請する生徒の氏名を記入)

療養者氏名 _____ ⑩
 (療養費がかかった人の氏名を記入)

申請者との続柄 _____

(単位：円)

年月	費目					月 計
		年 月				
年 月						
年 月						
年 月						
年 月						
年 月						
年 月						
年 月						
年 月						
年 月						
年 月						
年間支出額						
		円	円	円	円	円

- ◆ 表上段に「診療代・医薬品代」の費用項目を記入し、療養に要した領収書を添付し、年間支出額を計算してください。
- ◆ 申請時過去1年間のものについて記入してください。
- ◆ 記入した内容に対応する領収書のコピーが添付されていなければ、医療支出に係る特別控除は受けられません。
- ◆ 提出していただいた書類は返却しませんので、後日原本が必要となるものは、必ずコピーを提出してください。

* 記入していただいた情報は、奨学金以外の目的には利用されません。

領收書貼付欄

A large, empty rectangular box with a black border, occupying most of the page. It is intended for pasting a receipt, as indicated by the header text above it.

単身赴任等に伴う年間支出額

主として家計を支えている人(原則、父又は母)が、単身赴任等で別居していて、その生活費用の自己負担額(実費)がある場合に、申告することができます。

会社負担等があり、実費で支払っている項目がない場合は対象外です。

申告する際は、下表に内訳を記入の上、裏面又は別紙に領収書のコピーを貼付してください。

申請者氏名 ㊦

単身赴任者氏名 ㊦ 申請者との続柄

単身赴任者住所

- ◆ 下表に内訳を記入の上、直近4か月分の領収書のコピーを添付し、提出してください。
- ◆ 単なる別居(両親の不仲等によるもの)は、申告の対象となりません。
- ◆ 記入した内容に対応する領収書のコピーが添付されていない場合は、単身赴任の特別控除は受けられません。
- ◆ 添付する領収書には、支払者の氏名が記載されていなければなりません。
- ◆ 通帳のコピーのみでは、領収書と認められません。
領収書の代わりとして通帳を提出する際は、請求書・契約書等のコピー(単身赴任に係る費用であることがわかるもの)も併せて添付してください。
- ◆ 食費、交通費、電話代、駐車場代、引っ越し代等は、特別控除の対象となりません。
これらが領収書の金額に含まれている場合は、差し引いて下表に記入してください。
- ◆ 領収書に記載されている金額に、会社等が負担している場合など、自己負担以外の金額が含まれている場合は、これを除いた実費額を下表に記入してください。領収証のコピーには、その負担額の内訳がわかるよう余白に明記してください。
- ◆ 提出していただいた書類は返却しませんので、後日原本が必要となるものは、必ずコピーを提出してください。

領収書の支払月	電気	領収書の支払月	ガス	領収書の支払月	水道	領収書の支払月	住居
年 月		年 月		年 月		年 月	
年 月		年 月		年 月		年 月	
年 月		年 月		年 月		年 月	
年 月		年 月		年 月		年 月	
4か月分の合計				4か月分の合計			
年額換算額 <small>4か月分の合計×3</small>		年額換算額 <small>4か月分の合計×3</small>		年額換算額 <small>4か月分の合計×3</small>		年額換算額 <small>4か月分の合計×3</small>	

↓ 4つを合計する

年額換算額合計		円
---------	--	---

* 記入していただいた情報は、奨学金以外の目的には利用されません。

領收書貼付欄

A large, empty rectangular box with a black border, intended for pasting receipts. It occupies the majority of the page's vertical space.

給与支給（見込）証明書

住所 _____

氏名 _____ 印

上記の者に対する _____ 年 _____ 月から _____ 年 _____ 月までの給与等の支払い（見込みを含む）は下記のとおりとなります。

雇用年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

支給年月	支給額（円）	備考
年 月	,	
年 月	,	
年 月	,	
年 月	,	
年 月	,	
年 月	,	
年 月	,	
年 月	,	
年 月	,	
年 月	,	
年 月	,	
年 月	,	
年 月	,	
賞 与 (月)	,	
賞 与 (月)	,	
賞 与 (月)	,	
合 計	,	

(注) 総支給額を記入してください。

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

住 所
会 社 名
代 表 者 名

印

教 育 費 に 係 る 支 出 状 況 申 立 書

(単位：円)

	① 入学費用	② 授業料	③ 授業料を除く諸費				④ その他教育に係る経費				合 計
			学級費	副教材費	PTA費		通学費	寮費	制服代		
年度合計額											
支出が増大した年度	年 月										
	年 月										
	年 月										
	年 月										
	年 月										
	年 月										
	年 月										
	年 月										
	年 月										
	年 月										
年度合計額											

※ 申請月以降については、見込額を記入してください。

上記のとおり、相違ないことを申し立てます。

年 月 日

申請者氏名 _____ 印
(教育費がかかった本人の氏名を記入)

保護者氏名 _____ 印

学校コード一覧

県立高校

学校名	学校コード
鶴丸高校	320013
甲南高校	320021
鹿児島中央高校	320030
錦江湾高校	320048
武岡台高校	320811
開陽高校 全日制	320820
明桜館高校	320951
松陽高校	320790
鹿児島東高校	320056
鹿児島工業高校	320064
鹿児島南高校	320072
指宿高校	320081
山川高校	320099
顛娃高校	320102
枕崎高校	320111
鹿児島水産高校	320129
加世田高校	320145
加世田常潤高校	320153
川辺高校	320161
薩南工業高校	320188
吹上高校	320196
伊集院高校	320200
市来農芸高校	320218
串木野高校	320226
川内高校	320234

学校名	学校コード
川内商工高校	320242
川薩清修館高校	320870
薩摩中央高校	320846
鶴翔高校	320838
野田女子高校	320323
出水高校	320340
出水工業高校	320358
大口高校	320366
伊佐農林高校	320374
霧島高校	320889
蒲生高校	320404
加治木高校	320412
加治木工業高校	320421
隼人工業高校	320439
国分高校	320447
福山高校	320455
曾於高校	320960
財部高校	320463
末吉高校	320471
岩川高校	320480
志布志高校	320498
串良商業高校	320510
高山高校	320528
鹿屋高校	320536
鹿屋農業高校	320544

学校名	学校コード
鹿屋工業高校	320552
垂水高校	320561
南大隅高校	320579
種子島高校	320854
種子島中央高校	320897
屋久島高校	320641
大島高校	320650
奄美高校	320676
大島北高校	320684
古仁屋高校	320692
喜界高校	320706
徳之島高校	320862
沖永良部高校	320731
与論高校	320749

市立高校

学校名	学校コード
鹿児島玉龍高校	340511
鹿児島商業高校	340529
鹿児島女子高校	340537
指宿商業高校	340545
出水商業高校	340553
国分中央高校	340561
鹿屋女子高校	340570

定時制

学校名	学校コード
開陽高校 定時制	330130
奄美高校 定時制	330124

通信制

学校名	学校コード
開陽高校 通信制	350028
クラーク記念国際高等学校	350567
勇志国際高校 通信制	350613
ヒューマンキャンパス高等学校	350630
神村学園高等部 通信制	350648
並木学院高校 通信制	350788
鹿児島実業高校 通信制	370240
鹿島学園高校 通信制	370568
あずさ第一高校 通信制	350796

県外

学校名	学校コード
都城聖ドミニコ学園高校	385010
都城商業高校	385018
都城高校	385034
都城西高校	385042
都城東高校	385051
小林西高校	385077
日南学園高校	385085
日向学院高校	385735
都城看護専門学校高等課程	385883
宮崎看護専門学校医療高等課程	385905
秀岳館高校	385972
山口県立西京高校	388009

特別支援学校(高等部)

学校名	学校コード
鹿児島盲学校	360015
鹿児島聾学校	360023
武岡台養護学校	360112
鹿児島養護学校	360031
鹿児島高等特別支援学校	360171
指宿養護学校	360066
南薩養護学校	360139
串木野養護学校	360058
出水養護学校	360163
加治木養護学校	360074
牧之原養護学校	360147
鹿屋養護学校	360091
中種子養護学校	360082
大島養護学校	360104
鹿児島大学教育学部附属特別支援学校	512541

高等専門学校

学校名	学校コード
鹿児島工業高等専門学校	390011
都城工業高等専門学校	390020
熊本高等専門学校	390046
熊本工業高等専門学校八代キャンパス	390143

私立高校

学校名	学校コード
樟南高校	370029
鹿児島純心女子高校	370070
鹿児島実業高校	370011
ラ・サール高校	370096
鹿児島高校	370061
鹿児島城西高校	370045
鹿児島情報高校	370088
鳳凰高校	370118
神村学園高等部	370126
れいめい高校	370134
出水中央高校	370151
大口明光学園	370169
鹿屋中央高校	370185
龍桜高校	370550
尚志館高校	370207
樟南第二高校	370037
鹿児島第一高校	370177
志學館高等部	370215
池田高校	370223
鹿児島育英館高校	370231
鹿児島修学館高校	370258

専修学校(高等課程)

学校名	学校コード
今村学園ライセンスアカデミー	370266
鹿児島県理容美容専門学校	370320
川内市医師会立川内看護専門学校	370290

住所コード一覧

市町村名	住所コード
鹿児島市	46201
鹿屋市	46203
枕崎市	46204
いちき串木野市	46218
阿久根市	46206
奄美市	46222
出水市	46208
伊佐市	46224
指宿市	46210
南さつま市	46219
霧島市	46220
西之表市	46213
垂水市	46214
薩摩川内市	46215
日置市	46216
曾於市	46217

市町村名	住所コード
志布志市	46221
南九州市	46223
姶良市	46225
鹿児島郡三島村	46303
鹿児島郡十島村	46304
薩摩郡さつま町	46392
出水郡長島町	46404
姶良郡湧水町	46452
曾於郡大崎町	46468
肝属郡東串良町	46482
肝属郡錦江町	46490
肝属郡南大隅町	46491
肝属郡肝付町	46492
熊毛郡中種子町	46501
熊毛郡南種子町	46502
熊毛郡屋久島町	46505

市町村名	住所コード
大島郡大和村	46523
大島郡宇検村	46524
大島郡瀬戸内町	46525
大島郡龍郷町	46527
大島郡喜界町	46529
大島郡徳之島町	46530
大島郡天城町	46531
大島郡伊仙町	46532
大島郡和泊町	46533
大島郡知名町	46534
大島郡与論町	46535

平成31年4月1日現在

奨学金貸与申請書記入上の注意

※黒か紺のボールペンで記入すること。(鉛筆や消せるボールペンは不可)

第1号様式

希望する奨学金の番号を○で囲むこと。

奨学金貸与申請書 (高等学校等奨学生:在学募集)

※奨学金種類		② 高等学校奨学金		42 高等学校再編整備特別奨学金		99 交通遺児等 (高等学校等) 奨学金		学校コード一覧から転記			
学校名	※全・定・通 〇〇高等学校	学校コード	1 1 1 1 1 1			学 科	〇 〇	学 年	1	※昼・夜	
氏 名	フリガナ イクエイ シュンタ			※性別	1 男	元 号			年	月	日
	育英 春太				2 女	平成	1 5	0 8	2 3		
家 族 住 所	〒	8 9 0 - 0 0 0 8		フリガナ カコシマケンカコシマシムラサキハル1-23-4							
	住所コード	4 6 2 0 1		住所コード一覧から転記							
	アパート名 (マンション) 部屋番号	育英コーポ 100号			携帯電話	090-□□□□-☆☆☆☆					
本 人 住 所	〒	8 9 0 - 0 0 0 8		フリガナ カコシマケンカコシマシムラサキハル1-23-4							
	住所コード	4 6 2 0 1		※ (自宅・学生寮・下宿・その他 ())							
	アパート名 (マンション) 部屋番号	育英コーポ 100号			携帯電話	090-☆☆☆☆-□□□□					
※ 通学方法		自宅通学		自宅外通学		看護学科等の5年課程は36年3月まで(5年間)					
貸与開始から卒業までの正規の修学期間				平成31年 4月 から平成 年 3月まで (3年間)							
同一生計の家族状況 (別居者の番号を○で囲み, 専修学校在学中の者については高等・専門課程の別を明記)											
別居者に○	続柄	氏 名	年齢	平成で記入 所得の種類	在 学 学 校			※生徒・学生の通学方法	現在受けている又は予約している奨学金の団体名		
					※設置別	学 校 名	学 年				
1	父	育英 春男	48	給与	専業主婦等で全く収入のない場合も市町村役場が発行する平成30年度所得証明書を提出してください。(収入が無いということの証明が必要です。)						
2	母	育英 秋子	45	事業所得							
3	本人	育英 春太	15	なし	国・公・私	〇〇高等学校	1	能・能外			
4	姉	育英 春子	21	給与	国・公・私			能・能外			
5	姉	育英 夏子	19	なし	国・公・私	△△専修学校(専門課程)	1	能・能外	日本学生支援機構		
6	弟	育英 冬男	16	なし	国・公・私	□□中学校	2	能・能外			
7	祖母	育英 フユ	74	年金	国・公・私			能・能外			
8					特別控除の対象となるので学校名を正確に記入すること。						
9					所得の種類は、必ず記入し、種類に応じて必要な証明書を添付すること。						

注① ※印の欄は、該当するものを○で囲むこと。

注② 「住所コード」欄は、別添「住所コード一覧」を参照し記入すること。

注③ 「学校名」欄は、「◎◎市立〇〇中学校, △△専修学校(専門課程), □□高校,」など正確に記入すること。

注④ 「貸与開始から卒業までの正規の修学期間」欄は、看護学科の場合5年間, 通信制・定時制の場合4年間

* 記入していただいた情報は、奨学金以外の目的には利用されません。

本人が奨学金を必要とする理由を具体的に詳しく記入すること。

※ 奨学金は本人の修学のために貸与するものであり、貸与終了後は返還の義務がある。
記入に当たっては、奨学金の貸与を受ける必要性を保護者等と十分検討し、貸与終了後の返還方法（計画）についても保護者や連帯保証人等を含めてよく話し合うこと。

特別 控除 等の 申告 欄	障害のある人のいる世帯 (1級～3級)	障害等級【 種 級】(障害者手帳等の写しを添付) 知的障害【 】(療育手帳等の写しを添付)
	長期療養者のいる世帯	病名【 】 療養期間【 】 療養場所【 】 療養に要する年間支出額【 万円】 【病状】
	主たる家計支持者が別居している世帯(単身赴任等)	別居の理由【 】 単身赴任等に要する年間支出額【 万円】
	震災、風水害火災その他の災害又は盗難等の被害を受けた世帯	被害の種類【 】 被害発生時期【 】 被害内容【 】

※該当する場合はいずれかを○で囲む。

生活保護受給世帯	世帯分離	・ 同一世帯
市町村民税課税状況	○(非課税)	・ 減免
児童養護施設	施設退所	・ 施設通学

特記事項
※申請時において家計支持者が無職無収入の場合は、その理由及び期間等をここに記入した上で、「離職証明書」又は「無職無収入証明書」等を添付すること。

貴財団の奨学生として採用の上、奨学金を貸与して下さるよう申請します。

平成 **31**年 **4**月 **20**日 ← 記入した日 ※各自で必ず記入すること。

本人
(本人自署)

氏名 育英春太

育英

← 本人の署名・押印

保護者
(保護者自署)

住所 鹿児島市紫原1丁目23-4 育英コーポ 100号

氏名 育英春男

育英

← 保護者の署名・押印

〔単身赴任等
別居者〕

住所

各自自署のうえ、本人印と保護者印は、異なる印を押印のこと
また、印鑑はシャチハタ等(金融機関等で取扱いできない印)は不可

公益財団法人鹿児島県育英財団理事長 殿

注① 「障害のある人のいる世帯」における特別控除又は特別加算は、1級～3級の該当者が対象
注② 「単身赴任等別居者住所」については、主たる家計支持者が単身赴任等で別居している場合に、別居先の住所を記入すること。

奨学金振込口座届記入上の注意

別紙様式1

奨学金振込口座届

銀行印でなくても可

10年以上、一度も使っていない口座へは、送金できませんので留意してください。

奨学生 氏名	育英 春太 	※1 奨学生番号 (記入しない)					
フリガナ	カゴシマ	イクエイ					
振込先	鹿児島 銀行	育英	支店				
	※鹿児島銀行の普通預金口座のみ	銀行コード	170	0	1	8	5
預金種類	普通	※3 口座番号	176	1	2	3	4
フリガナ 口座名義人 ※4	184	イクエイ シュンタ	198				
	199	育英 春太	228				

- ※1, 2 記入しないでください。
- ※3 右詰で記入してください。
- ※4 **必ず、本人名義の口座を記入してください。**

6桁の場合、最初に0を記入

口座番号及び口座名義(カナ)が確認できる預金通帳の口座番号等記載ページ(写し)を添付すること。

※**必ず、普通預金口座**であること。貯蓄預金口座には送金できませんのでご注意ください。

通帳写し貼付欄

普通預金口座となっているか確認

	科目 普通預金	口座番号 1 2 3 4 5 6 7	税区分 分離課税	通帳①限度額 円
店番 〇〇〇	おなまえ イクエイ シュンタ 様	消発行印被 0	見 本	

鹿児島銀行 (鹿児島銀行 銀行コード0185)

口座開設店 〇〇支店
電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇

